

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 40 回食品添加物部会

日時 : 2008 年 4 月 21 日 (月) ~ 4 月 25 日 (金)

場所 : 北京 (中国)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO/WHO 及び第 68 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認 / 改訂
5.	食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)
	(a) GSFA に関する電子作業部会の報告
	(b) GSFA 食品分類システムの改訂原案
	(c) コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物に関する全情報を編集した作業文書
6.	香料の使用のためのガイドライン
	香料の使用のためのガイドライン案 (セクション 4 及び Annex A、B を除く)
	香料の使用のためのガイドライン原案 (セクション 4 及び Annex A、B)
7.	加工助剤
	(a) 加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議文書
	(b) 加工助剤一覧: 更新リスト
8.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	(a) コーデックス分類名及び INS (CAC/GL 36-1989) の改訂案
	(b) INS の変更 / 追加の提案
	(c) 食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格と INS における物質名の不整合に関する討議文書
9.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第 68 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
10.	JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト
	既に優先リストに掲載されている物質に関する情報及び新たな評価要請
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書案の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 4 月 19 日 (土) に「食品添加物の一般規格 (GSFA)」に関する作業部会が開催された。

第 40 回食品添加物部会 (CCFA) 概要

1. 開催日及び開催場所

日 時：2008 年 4 月 21 日 (月) ～25 日 (金)

場 所：北京 (中国)

2. 参加国及び国際機関

63 カ国、1 加盟機関 (EC)、29 国際機関 (参加者総数約 250 人)

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

基準策定専門官

磯崎 正季子

国立医薬品食品衛生研究所添加物部第一室長

佐藤 恭子

農林水産省消費・安全局国際基準課課長補佐

小出 純

農林水産省消費・安全局国際基準課食品規格係長

竹下 陽子

内閣府食品安全委員会事務局評価課添加物係長

大竹 詠子

国税庁課税部鑑定企画官付鑑定官

小濱 元

(独)酒類総合研究所品質・安全性研究部門副部門長

後藤 邦康

テクニカルアドバイザー

(社)日本食品衛生協会

長井 幸乃

(社)日本食品衛生協会

林 新茂

(社)日本食品衛生協会

平川 忠

(社)日本食品衛生協会

岡村 弘之

4. 議題の概要

議題 5. 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

(a)GSFA に関する電子作業部会の報告

本会合に先立って開催された物理的作業部会 (座長：米国) において議論され、本会合では、物理的作業部会の勧告事項に基づき議論された。主な合意事項は以下のとおり。

- アルミニウム含有食品添加物

- (i) アルミニウム含有食品添加物に関する条項案及び最大使用基準値がアルミニウムとしての値か否かの明確化、(ii) 塩基性リン酸アルミニウムナトリウム (INS 541) の報告根拠の明確化、(iii) 最大使用基準値がア

ルミニウムとしての値かリン酸塩類としての値かの明確化、について意見を求めるとする物理的作業部会の勧告に合意し、当該情報が入手可能になった時点で、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）に対して暴露評価を行うよう要請することとした。

- 合成着色料

JECFA 事務局は、着色料のアルミニウムレーキの最大使用基準値を設定する際は、レーキの色素部分は各着色料の ADI（一日摂取許容量）及びアルミニウム部分についてはアルミニウムの PTWI（暫定耐容週間摂取量）双方を考慮する必要があることを指摘した。

部会は、これら添加物の最大使用基準値設定にあたり、合成着色料の両要素ならびに入手可能なあらゆる情報を考慮しなければならないことを確認した。

- 50 の食品添加物条項の案及び原案に係る作業を中止すること。
- 16 の新規の食品添加物条項案をステップ 3 及びステップ 4 として GSFA に盛り込むこと。
- 15 の食品添加物条項原案及び案について追加情報を求めること。
- 以下の事項を第 31 回総会に諮ること。
 - 29 の食品添加物条項案及び原案（ステップ 8 もしくはステップ 5/8）
 - 食品分類 04.1.1、04.2.1、08.1 及び 09.1 並びにこれらの下位分類における着色料に関する条項の修正（注釈 4 及び 16 の追加）（採択）
 - 21 の食品添加物条項の廃止（採択）

また、米国主導による電子作業部会を設置し、次回会合に向けて、ナイシンやアスパルテーム・アセスルファムカリウム塩を初めとする 11 の食品添加物条項案及び原案に関する採択、修正あるいは中止の勧告を含む報告書を作成することとされた。さらに、次回会合に先立ち、米国主導による物理的作業部会を開催し、時間の制約から今次会合で検討できなかった事項、電子作業部会の報告及び関連コメントについて検討することとされた。

(b)GSFA 食品分類システムの改訂原案

電子作業部会の報告書に基づいて議論が行われた。我が国から、食品分類 06.8.1（Soybean-based beverages）及び 06.8.2（Soybean-based beverage film）のタイトルに“soybean **milk**”の用語を含めるよう改訂する提案を行った。これに対し、いくつかの国は、消費者の誤解を招くおそれがあること、及び食品分類 06.8.1 が豆乳よりもはるかに幅広い製品を網羅していることを理由として、“milk”という用語を含めるべきではないとの見解を示した。そこで我が国より、説明書きに“soybean milk”の例示を加えることを提案したところ、米国、

豪州、ブラジル等からの賛同が得られた。

食品分類システムは GSFA において食品添加物の使用を指定するための道具であり、表示を目的としたものではないことを確認するとともに、食品分類 06.8.1 のタイトルは変更せず、当該分類の説明書きに「多数の国々において、当該分類には豆乳と称される製品が含まれる」旨の記述を追加することで合意した。

(c) コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物に係る全情報をまとめた作業文書

コーデックス事務局より、コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物に関する全情報をまとめた文書情報をまとめるにあたり浮上した問題点として、(i) コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物条項の説明の矛盾、(ii) 「暫定的承認」条項、の2点が揚げられ、個別食品規格の食品添加物条項の GSFA への統合プロセスを促進するためには、これらの問題に対処する必要があると合意した。

また、確認された問題の解決には、個別食品部会並びに、問題の規格を担当する部会がない場合には CCFA による相当量の作業が必要となること、個別食品部会に求められる追加の作業負荷が、これら部会の作業に大きな影響を及ぼすこと、及び作業の進行は個別食品部会が当該作業にどの程度の優先順位を与えるかによることが示された。

討議の結果、問題点を明確化し、具体的な勧告を盛り込んだ、より焦点を絞った討議文書をスイスが作成することとされ、次回会合にて同討議文書を検討し、その後、必要に応じて更なるガイダンスのため、執行委員会を通して第 31 回総会に付託することに合意した。

議題 6. 香料の使用のためのガイドライン案

本ガイドライン案のセクション 4（特定の勧告事項を有する香料物質及び天然香料複合物の成分）については、電子作業部会の報告書に基づいて議論が行われたが、天然香料の一般要求事項(CAC/GL 29-1985)の表(Biologically Active Substances)についてはこれに掲げられた成分が JECFA の評価を受けて新たなガイドラインに掲載されるまで維持されるべき等、各代表団から懸念が示されたことを踏まえ、議長から関心のある各国代表団に対して、合意が得られるような解決策を模索するよう指示がなされた。その結果、各国が健康上の懸念が明らかとなった香料についてリスク管理措置をとるにあたって検討すべき基準等を示したセクション 4 の改訂案が提示され、明確化や統一性を図るため一部修正が行われた上で合意された。また、付属文書 A 及び B は不要であること

が確認された。

統合ガイドラインのセクション1, 2, 3, 5, 6及び7をステップ8で、セクション4をステップ5/8で採択するよう、第31回総会に諮ることに合意した。更に、天然香料の一般要求事項(CAC/GL 29-1985)の廃止を勧告することが合意された。

- (注) 付属文書 A 特定の勧告事項を有する香料物質及び天然香料複合物の成分
付属文書 B 香料を製造するために適した芳香原料のリストの参考文献

議題7. 加工助剤

(a)加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議文書

電子作業部会から提出された討議文書及び会期中に配布された改訂プロジェクト・ドキュメントに基づいて議論が行われた。

改訂プロジェクト・ドキュメントに修辭上及び内容の一部修正を行った上で、新規作業として第31回総会に提出することに合意した。

議題10. JECFAによる評価のための食品添加物の優先評価リスト

会期中に開催された作業部会の報告書に基づき議論された結果、優先順位が高いとされた添加物は以下のとおりである。

- Sucrose oligoesters Type I and II (安全性評価及び規格)
- Branching enzyme from *Rodothermus obamensis* expressed in *Bacillus subtilis* (安全性評価及び規格)
- Flavours
- Glycerol ester of gum rosin (安全性評価及び規格)
- Glycerol ester of tall oil rosin (安全性評価及び規格) .
- OSA (octenyl succinic acid) modified acacia gum (gum Arabic) (安全性評価及び規格)
- DATEM (Diacetyl tartaric and fatty acid esters of glycerol) (規格の改訂)
- Ferrous ammonium phosphate (食品の栄養強化目的での使用での安全性評価及び規格)
- Cyclamic acid and salts (暴露評価)
- Nisin preparation (定義の改訂及びタイトルの再検討)

(参考)

食品添加物部会（CCFA）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項の一部	8, 5/8	・第 31 回総会
GSFA の食品分類システム（FCS）の改訂原案	5/8	・第 31 回総会
香料の使用についてのガイドライン案（セクション 1, 2, 3, 5, 6, 7）と原案（セクション 4）	8, 5/8	・第 31 回総会
コーデックス分類名及び食品添加物国際番号システム（INS）の改訂原案	8	・第 31 回総会
食品添加物国際番号システム（INS）の改訂原案	5/8	・第 31 回総会
第 68 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	5/8	・第 31 回総会
GSFA の食品添加物条項案及び原案の一部	それぞれのステップ	・第 41 回 CCFA
加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則	1/2/3	・第 31 回総会 ・電子作業部会[座長：インドネシア] ・第 41 回 CCFA
INS リストの変更	1/2/3	・第 41 回 CCFA
第 69 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	1/2/3	・第 41 回 CCFA
GSFA の付属文書表 3 の修正	採択	・第 31 回総会
GSFA の着色料条項の修正	採択	・第 31 回総会
JECFA による評価のための食品添加物優先リスト	採択	・第 31 回総会

事項	ステップ	今後のアクション
GSFA の食品添加物条項の一部	廃止	・第 31 回総会
天然香料の一般要求事項 (CAC/GL 29-1985)	廃止	・第 31 回総会
コーデックス食品添加物の同一性及び純度に関する規格	廃止	・第 31 回総会
GSFA の食品添加物条項の案及び原案の一部	作業中止	—
食品分類の適用範囲と着色料使用についての討議文書	—	・第 31 回総会
GSFA に関する電子作業部会の報告	—	・電子作業部会[座長：米国]
コーデックス個別規格の食品添加物条項に対する矛盾に関連した問題点の明確化と勧告についての討議文書	—	・スイスが討議文書を作成
加工助剤として使用する物質の一覧（更新リスト）	—	・ニュージーランドがリストを更新
食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格と INS における物質名の不整合に関する討議文書	—	・電子作業部会[座長：デンマーク]
JECFA による評価のための食品添加物優先リスト	—	・第 41 回 CCFA
GSFA に関する情報と討議を支援する作業文書	—	・コーデックス事務局